

府政共生第 1096 号 - 2
平成 31 年 1 月 15 日

公益社団法人日本 P T A 全国協議会長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(青少年環境整備担当)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
内閣官房 I T 総合戦略室参事官
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
消費者庁消費者政策課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

平成 31 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

記

1 積極的なフィルタリングの利用

保護者等は、青少年の利用するスマートフォン等の新規回線契約又は機種・名義変更を伴う回線契約の変更・更新時に、利用者が青少年である旨を申し出、フィルタリングについて説明を受けるとともに、積極的にフィルタリングを利用すること。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店には、携帯電話回線の新規

契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、以下の義務が課せられている。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及びフィルタリングの必要性と内容を説明すること。
- ・フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）を講じること。

2 話し合いによる家庭でのルールづくり

スマートフォンやSNS等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭のルールを作ること。

ルールづくりにおいては、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたルールとすること。

3 学校や地域団体等との連携によるインターネットリテラシーの向上

小・中学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式や保護者会等の場を活用し、また、期間中に説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うこと。

4 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/hourei.html

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

資料3 インターネットトラブル事例集【総務省】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/jireishu.html

資料4 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

資料5 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/1369617_2_1.pdf（小中学生版）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/1369617_1_1.pdf（高校生版）

資料6 ネットには危険もいっぱい～他人事だと思ってない？～

【警察庁・文部科学省】

- 資料7 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう【法務省】
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料8 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp.html
- 資料9 自画撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

- 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）青少年環境整備担当
03-5253-2111（内線 38256・38257）
- 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課
03-5253-5111（内線 5867）
- 経済産業省商務情報政策局情報経済課
03-3501-0397（内線 3961）
- 内閣官房IT総合戦略室
03-5253-2111（内線 83644）
- 警察庁生活安全局少年課
03-3581-0141（内線 3111）
- 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
03-3581-0141（内線 3432）
- 消費者庁消費者政策課
03-3507-8800（内線 2191）
- 法務省人権擁護局人権啓発課
03-3580-4111（内線 5875）
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
03-5253-4111（内線 2966）

別紙

平成 31 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やオンラインゲーム等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、SNS を利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例など、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンや SNS 等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンや SNS 等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成 31（2019）年 2 月～平成 31（2019）年 5 月

3 参加府省庁

内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省